

保育所入所選考基準

項目	詳細		基準点数
家庭外就労 (自営業で、 居住地と勤務 地が異なる場 合を含む)	家庭外就労 (自営業で、 居住地と勤務 地が異なる場 合を含む)	勤務時間が1箇月に170時間以上	35
		勤務時間が1箇月に160時間以上、170時間未満	34
		勤務時間が1箇月に150時間以上、160時間未満	33
		勤務時間が1箇月に140時間以上、150時間未満	32
		勤務時間が1箇月に130時間以上、140時間未満	31
		勤務時間が1箇月に120時間以上、130時間未満	30
		勤務時間が1箇月に110時間以上、120時間未満	29
		勤務時間が1箇月に100時間以上、110時間未満	28
		勤務時間が1箇月に90時間以上、100時間未満	27
		勤務時間が1箇月に80時間以上、90時間未満	26
		勤務時間が1箇月に70時間以上、80時間未満	25
		勤務時間が1箇月に64時間以上、70時間未満	24
家庭内就労	自営業 (主宰者)	勤務時間が1箇月に170時間以上	35
		勤務時間が1箇月に160時間以上、170時間未満	34
		勤務時間が1箇月に150時間以上、160時間未満	33
		勤務時間が1箇月に140時間以上、150時間未満	32
		勤務時間が1箇月に130時間以上、140時間未満	31
		勤務時間が1箇月に120時間以上、130時間未満	30
		勤務時間が1箇月に110時間以上、120時間未満	29
		勤務時間が1箇月に100時間以上、110時間未満	28
		勤務時間が1箇月に90時間以上、100時間未満	27
		勤務時間が1箇月に80時間以上、90時間未満	26
		勤務時間が1箇月に70時間以上、80時間未満	25
		勤務時間が1箇月に64時間以上、70時間未満	24
	自営業 (協力者)	勤務時間が1箇月に170時間以上	25
		勤務時間が1箇月に160時間以上、170時間未満	24
		勤務時間が1箇月に150時間以上、160時間未満	23
		勤務時間が1箇月に140時間以上、150時間未満	22
		勤務時間が1箇月に130時間以上、140時間未満	21
		勤務時間が1箇月に120時間以上、130時間未満	20
		勤務時間が1箇月に110時間以上、120時間未満	19
		勤務時間が1箇月に100時間以上、110時間未満	18
		勤務時間が1箇月に90時間以上、100時間未満	17
		勤務時間が1箇月に80時間以上、90時間未満	16
		勤務時間が1箇月に70時間以上、80時間未満	15
		勤務時間が1箇月に64時間以上、70時間未満	14
内職		5	

項目	詳細		基準点数	
妊娠・出産	妊娠・出産		20	
傷病障がい	傷病	申込児童を保育していた者が急病等のため入院した場合 (入院期間が1箇月を超えるものに限る)	50	
		入院又は安静を要する期間が1箇月以上必要	35	
		常時臥床の状態にある	35	
		通院が1箇月以上必要	22	
	障がい	最重度の障害(重度の障害が2つ以上、要介護5)	35	
		重度の障害(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級、要介護4)	常時保育に支障がある	30
			その他	25
中度の障害(身体障害者手帳3・4級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳3級、要介護3)	20			
親族の介護	同居の親族	医療機関に入院した者の付添い看護等をする	30	
		常時臥床の者の介護をする	30	
		通院が1箇月以上の者の付添いをする	15	
		最重度の障害(重度の障害が2つ以上、要介護5)のある者の看護等をする	30	
		重度の障害(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級、要介護4)のある者の看護等をする	常時保育に支障がある	25
			その他	20
		中度の障害(身体障害者手帳3・4級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳3級、要介護3)のある者の看護等をする	15	
	障害児(者)の通学に常時付添いをする	15		
	別居の親族	医療機関に入院した者の付添い看護等をする	25	
		常時臥床の者の介護をする	20	
		通院が1箇月以上の者の付添いをする	10	
		最重度の障害(重度の障害が2つ以上、要介護5)のある者の看護等をする	25	
		重度の障害(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級、要介護4)のある者の看護等をする	常時保育に支障がある	20
			その他	15
中度の障害(身体障害者手帳3・4級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳3級、要介護3)のある者の看護等をする		10		
障害児(者)の通学に常時付添いをする	10			
災害	災害の復旧に当たっている		50	
就学	就学	学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。	15	
		職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。	15	
求職活動	求職活動	生計中心者であったものが失業した場合	31	
		上記以外の場合	1	
		利用申込時点で勤務時間数が基準を満たさず、入所後に基準を満たす旨の誓約をしている場合	5	

項目	詳細	調整点数	
調整点数	ひとり親家庭の場合	54	
	ひとり親家庭で内職の場合	13	
	ひとり親家庭で求職活動中の場合	16	
	生活保護世帯で、就労又は求職活動の要件に該当する場合	5	
	虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合	54	
	子どもが障害者手帳を交付されている場合	10	
	産後休業、育児休業及び介護休業の満了に伴い同一職場へ復職する場合	10	
	上記休業の取得に伴い保育所を退所し、同一保育所へ再入所を希望する場合	10	
	保育士として認可保育所等で就労(内定)している場合	5	
	すでに兄弟姉妹が保育所に入所している場合	10	
	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所の利用を希望する場合	10	
	第3子以降の申込みの場合	5	
	（兄弟が2人以上保育所等に入所している又は申込みしている場合に限る）		
	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	10	
	認可外保育施設を利用している場合	10	
	同居の65歳未満の祖父母の保育を必要とする理由が確認できなかった場合	-10	
	正当な理由なく保育料（兄弟姉妹等の保育料も含む）の滞納がある世帯の場合	納付のない月が3箇月以上6箇月未満の場合	-5
納付のない月が6箇月以上の場合		-10	
その他福祉事務所長が認める場合		10～100	

- ※ 基準点数については、児童の父母それぞれの点数を合算する。
  - ※ 父及び母の基準点数が複数の項目に該当する場合は、原則基準点数が高い項目の点数のみとする。  
ただし、妊娠・出産に該当する場合は妊娠・出産の基準点数とする。
  - ※ この表における「勤務時間」とは、出勤から退勤までの時間（休憩時間を含む）を基本とする。
  - ※ 調整点数については世帯を単位として加点する。
  - ※ すでに兄弟姉妹が保育所に入所している場合の加点については、兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所の利用を希望する場合の加点を受けているものは除く。
  - ※ 認可外保育施設を利用している場合の加点については、産後休業、育児休業及び介護休業の満了に伴い同一職場へ復職する場合の加点を受けているものは除く。
  - ※ 他市区町村からの入所委託の場合、上記に定める点数から30点減ずる。
- ◎ 基準点数に調整点数を加えた点数が高い世帯の児童から入所するものとする。同点となった場合はまず希望順位により判断し、希望順位も同じ場合は、以下の項目により総合的に判断することとする。

選考会時点での保育所等の見学の有無
ひとり親家庭の場合
生活保護世帯の場合
兄弟姉妹の状況
育児休業等又は認可外保育施設等利用の状況
勤務実績等(就労証明書記載による)
収入
保留期間
保育料滞納の有無
雇用形態
祖父母の同居の有無

